燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市協賛取扱謝意基準

１　趣旨

　　この基準は、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市協賛取扱要項第６項に規定する「協賛への謝意及び特典の付与」について、必要な事項を定めるものとする。

２　謝意実施基準

　　協賛者へ謝意を表明する基準については、次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 協賛者 | 評価額 | 感謝状 | 対応方法 | 対応者 |
| 企業・法人・団体 | １００万円以上 | 感謝状 | 贈呈式 | 会　　長 |
| １００万円未満  　 １０万円以上 | 感謝状 | 持　参 | 事務局長 |
| １０万円未満 | 礼状 | 郵　送 | 事務局長 |

３　協賛企業名等掲載基準

　　協賛企業名を掲載する基準については、次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価額 | 謝意 | 協　　賛　　掲　　載 | | | 協賛者の  呼称使用 |
| 実行委員会ホームページ | 報告書等 | 協賛物品 |
| １００万円以上 | 感謝状  （贈呈式） | 協賛者名（ロゴ）  物品の写真及び記事  （HPがあればリンク貼付） | 協賛者名掲載 | 掲載可能物品には協賛者名掲載 | ○ |
| １００万円未満  ５０万円以上 | 感謝状 |
| ５０万円未満  １０万円以上 |
| １０万円未満 | 礼状 |

４　この基準に定めのない事項については、事務局長の判断に基づき対応することとする。

【備考】

* 個人協賛は求めないこととするが、申し出があった場合は、上記の例に準ずる。

・　協賛物品については、市場価格に金額換算して対応する。金額等の換算が困難である協賛内容については、別途協議して対応する。

・　贈呈式については、協賛者の意向等を確認して実施する。

・　同一者から複数回にわたり協賛があった場合は、謝意の実施については、原則として基準に基づいてその都度実施するものとし、報告書等への企業名等の掲載については、累積した額を評価額として掲載するものとする。

附　則

この基準は、平成３０年９月１９日から施行する。

附　則

この基準は、令和３年１１月１１日から施行する。